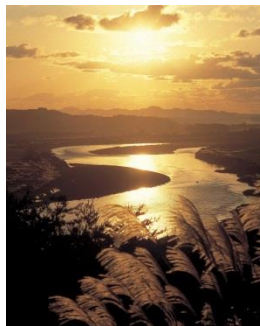


山形県の環境アセスメント

～山形県環境影響評価条例のあらまし～



環境影響評価制度とは・・・

環境影響評価(環境アセスメント)制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設等の開発事業で、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものについて、事業者自らが環境影響について検討し、その結果を公表するとともに、広く市民や地方公共団体の意見を聴いて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうとする制度です。

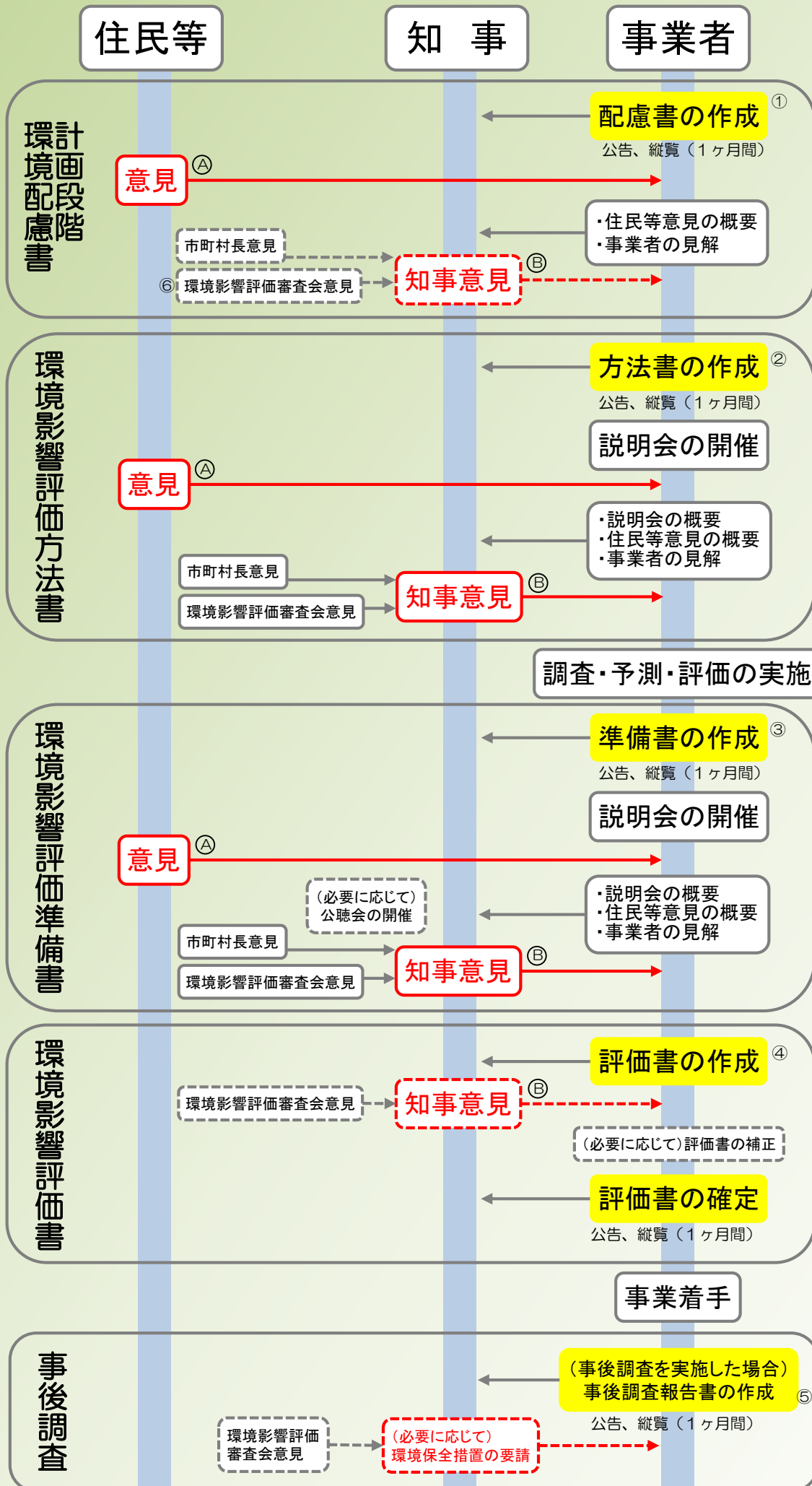
令和4年10月

山形県

写真 (各段左から)
上段 丸池様、鳥海山
中段 イヌワシ、最上峡の眺め、レンリソウ
下段 蔵王の樹氷、地藏沼



1 山形県環境影響評価条例に基づく手続きの流れ



用語の説明

① 配慮書
配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のための配慮事項の検討結果をまとめた図書です。

② 方法書
方法書とは、環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示した図書です。

③ 準備書
準備書とは、調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた図書です。

④ 評価書
評価書とは、準備書に対する知事等の意見を勘案、配意し、必要に応じて準備書の内容を見直した図書です。
なお、評価書を確定したことを公告するまでは、事業を実施することはできません。

⑤ 事後調査報告書
事後調査とは、予測の不確実性が大きい場合や、知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等に、工事中や供用後の環境の状況等を把握するために、実施する調査をいいます。
事業者は、事後調査を行ったときは、その状況を図書にまとめ、報告・公表を行います。

⑥ 環境影響評価審査会
山形県環境影響評価審査会とは、知事が方法書や準備書等について意見を述べる際に意見を聴く機関で、15名以内の学識経験者で構成されます。

手続きへの関わり

Ⓐ 住民等意見
配慮書、方法書及び準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する方は誰でも、事業者に対して意見を述べるすることができます。
意見書の提出期間は、配慮書は縦覧期間満了日まで、方法書と準備書は縦覧期間満了日の翌日から2週間までです。

Ⓑ 知事意見
知事は、関係市町村長の意見を勘案するとともに、住民等の意見及び事業者の見解に配意して、環境の保全の見地からの意見を述べます。

注. このフロー図は、山形県環境影響評価条例及び施行規則に基づく手続きの流れを簡略化したものですので、詳細はそちらをご参照下さい。

2 山形県環境影響評価条例の対象事業一覧

事業の種類		地域	普通地域	特別地域
1	道路	自動車専用道路	4車線以上または 2車線以上で森林地域が15km以上	4車線以上または 2車線以上で森林地域が10km以上
		一般国道、県道、市道	4車線以上で7.5km以上または 2車線以上で森林地域が15km以上	4車線以上で5km以上または 2車線以上で森林地域が10km以上
		農道	幅員6.5m以上で森林地域が15km以上	幅員6.5m以上で森林地域が10km以上
		林道	幅員6.5m以上で15km以上	幅員6.5m以上で10km以上
2	河川	ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha以上
		堰	湛(たん)水面積75ha以上	湛(たん)水面積50ha以上
		放水路	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上
3	発電所	水力発電所	出力22,500kW以上	出力15,000kW以上
		火力発電所(地熱を除く)	出力112,500kW以上	出力75,000kW以上
		地熱発電所	出力7,500kW以上	出力5,000kW以上
		風力発電所	出力37,500kW以上	出力25,000kW以上
		太陽光発電所	太陽光発電所の設置に係る 土地面積50ha以上	太陽光発電所の設置に係る 土地面積20ha以上
4	廃棄物 処理施 設	廃棄物最終処分場	3ha以上または容積15万m ³ 以上	1.5ha以上または容積7.5万m ³ 以上
		ごみ焼却施設	処理能力8t/h以上	処理能力4t/h以上
		し尿処理施設	処理能力8kl/h以上	処理能力4kl/h以上
5	土地区画整理事業	施行区域面積75ha以上	施行区域面積50ha以上	
6	流通団地造成事業	施行区域面積75ha以上	施行区域面積50ha以上	
7	住宅団地造成事業	造成に係る土地面積75ha以上	造成に係る土地面積50ha以上	
8	工業団地造成事業	造成に係る土地面積75ha以上	造成に係る土地面積50ha以上	
9	レクリエーション施設建設	レクリエーション施設の用に供される 土地面積50ha以上	レクリエーション施設の用に供される 土地面積25ha以上	
10	土石の採取又は鉱物の掘採	面積30ha以上	面積15ha以上	
11	工場又は事業場	最大排出ガス量20万Nm ³ /h以上 または平均排出水量1万m ³ /日以上	最大排出ガス量10万Nm ³ /h以上 または平均排出水量5千m ³ /日以上	
12	下水道終末処理場	下水道終末処理場の用に供される 土地面積20ha以上	下水道終末処理場の用に供される 土地面積10ha以上	
13	畜産施設	20,000頭以上の豚房施設 または2,000頭以上の牛房施設	10,000頭以上の豚房施設 または1,000頭以上の牛房施設	
14	建築物	高さ100m以上	高さ50m以上	
15	複合開発事業	複合開発事業の用に供される 土地面積75ha以上	複合開発事業の用に供される 土地面積50ha以上	

注1. この表は、山形県環境影響評価条例施行規則の別表第1を要約したものですので、詳細はそちらをご参照下さい。

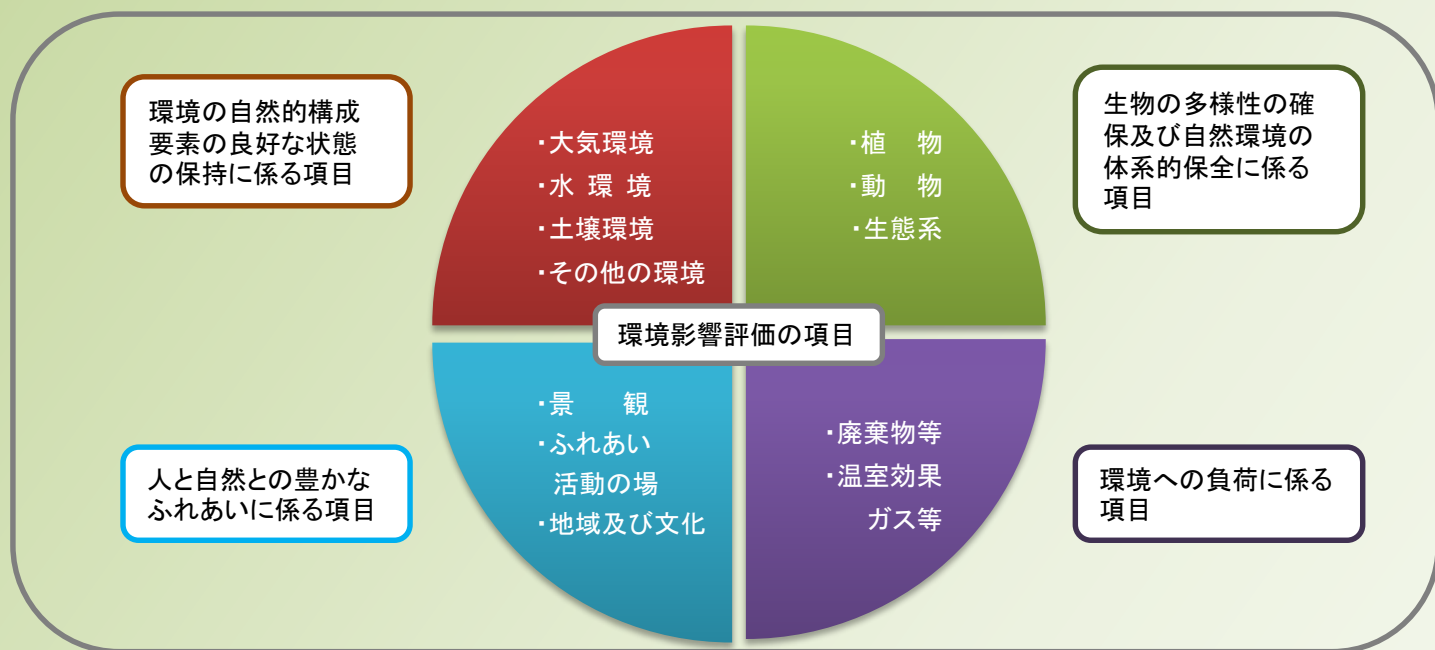
注2. 「特別地域」とは、環境の保全に関して特に配慮すべき区域であり、具体的には、①特別保護地区(鳥獣保護管理法)、②保安林(森林法)、③国立公園・国定公園(自然公園法)、④風致地区(都市計画法)、⑤県立自然公園(自然公園条例)、⑥自然環境保全地域・里山環境保全地域(自然環境保全条例)の区域をいいます。

注3. 環境影響評価法に基づき環境影響評価を行う事業は除きます。

3 環境影響評価の項目など

環境影響評価では、下図に示す項目について、調査、予測及び評価を行います。

なお、項目の選定にあたっては、「山形県環境影響評価技術指針」に基づき、事業特性や地域特性を考慮して、それぞれの事業ごとに必要な項目を選定します。



写真（左から）
1 神通峡 2 県立自然博物館 3 コアジサン

4 山形県の環境影響評価制度の歩み

平成 4年	4月	山形県環境影響評価指導要綱の施行（レクリエーション施設の建設、廃棄物最終処分場の設置を対象に運用）
9年	6月	◎環境影響評価法の施行
11年	3月	山形県環境基本条例の制定
11年	7月	山形県環境影響評価条例の公布
12年	4月	山形県環境影響評価条例の施行
23年	4月	◎環境影響評価法の一部改正（全面施行：H25.4月～）
25年	4月	山形県環境影響評価条例の一部改正（方法書説明会、Web図書のインターネットによる公表手続きの追加）
29年	12月	山形県環境影響評価条例の一部改正（配慮書手続きの追加、発電所の建設事業の追加）
30年	4月	改正山形県環境影響評価条例の施行

注. ◎印は、環境影響評価法に関するものです。

5 お問い合わせ先

山形県 環境エネルギー部 みどり自然課 環境影響評価担当

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

電話：023-630-2207 FAX：023-625-7991

HP：http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050011/kankyoeikyohyoka/pubdoc060302assess.html